

受け取りは 105 歳になってから！^{きんじがね}金地金の分割前払い取引の トラブルが増加－訪問販売や電話による現物積立まがいの勧誘にご注意－

訪問販売や電話勧誘で「金を買っておくといい」「金が値上がりしているので必ずもうかる」などと勧められて、長期間分割で代金を前払いする、金地金の購入契約に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられており、件数が増加している。

この取引は、金地金の現物購入契約でありながら、購入代金の支払いは 25 年以上などの長期間におよぶ分割前払いとなっており、そのうえ、金地金の現物はその購入代金の全額を支払った後に引き渡されるものとなっている。相談事例では、70 歳以上の高齢者が内容をよく理解せずに、こうした長期間におよぶ分割前払いの取引をさせられてトラブルになっているケースが多い。

また、支払いが完了する前に中途解約することができるかとされているが、既払い金の清算に関しては、前払いしたお金がそのまま返金されるのではなく、契約締結時点の金地金の価格と中途解約時点の市場価格との差額により返金額が計算され、さらに高額な手数料が差し引かれることとなっており、中途解約時の返金をめぐるトラブルも目立っている。

具体的な相談内容としては、「高額で長期の契約と知らずに契約した」「中途解約を申し出たが返金額に納得できない」などといったものが寄せられている。

国民生活センターでは、2012 年 5 月に「見守り新鮮情報」第 136 号で注意喚起を行った¹が、その後も引き続き相談が寄せられており、件数は増加する傾向にある。また、高齢者からの相談が非常に目立つことから、消費者へのさらなる注意喚起を図るため情報提供する。

1. PIO-NET²にみる相談件数の推移

全国の消費生活センターに寄せられた金地金の分割前払い取引に関する相談は、2009 年度では 1 件であったが、2010 年度が 35 件、2011 年度が 90 件と年々増加しており、2012 年度にも 78 件（前年同期 23 件）の相談が寄せられている（2012 年 10 月 23 日までの登録分）（図 1）。また、相談件数を四半期ごとにみると、2011 年 10 月～12 月期以降相談が増

¹ http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen136.html

² PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

加していることが分かる（図2）。

さらに、契約当事者の年代別にみると、70歳代が81件（41.8%）で最も多く、60歳代と80歳以上ともにそれぞれ43件（22.2%）となっており、60歳以上が全体の8割以上を占め、高齢者のトラブルが非常に多いことが分かる（図3）。

図1 年度別相談件数（2009年度以降）

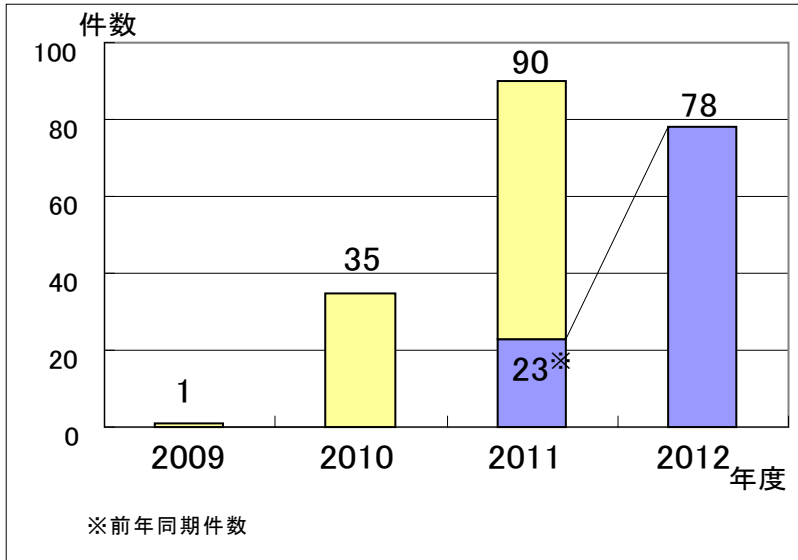
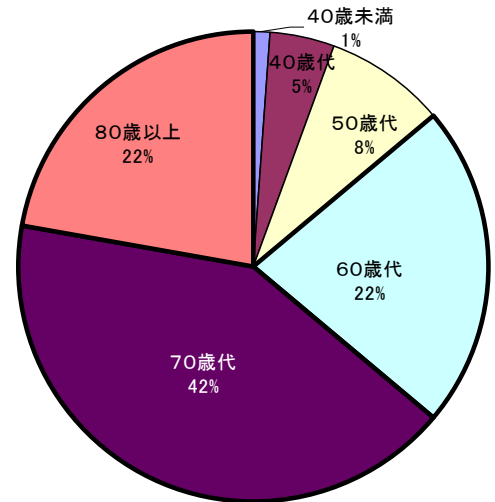
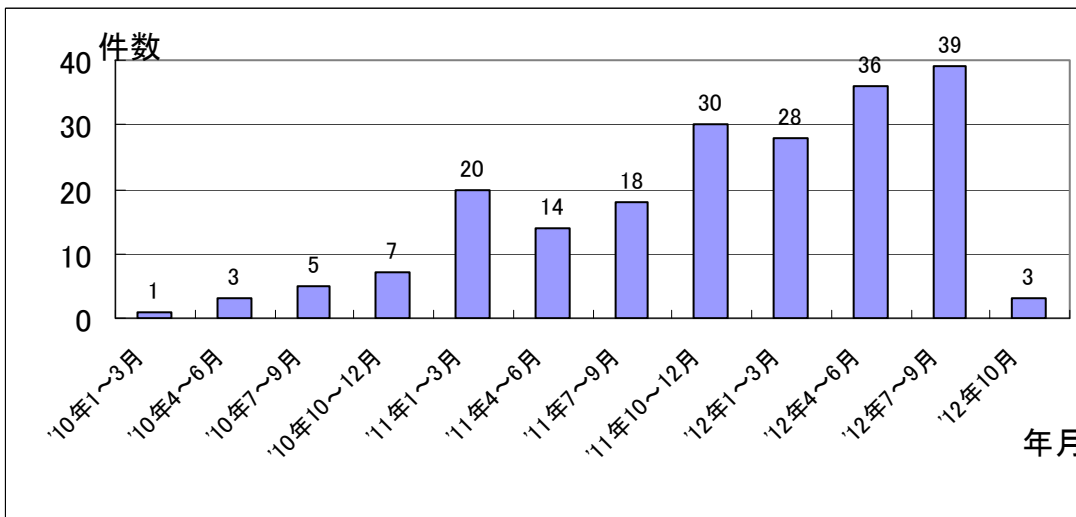


図3 契約当事者年代別件数



※不明・無回答等を除いて割合を算出。以下同じ。

図2 四半期別相談件数（2009年度以降）



2. 取引内容の特徴

(1) 金地金の現物引き渡しは、長期間の分割前払いが完了した後とされている

業者の資料をみると、この取引は、金地金の現物購入契約でありながら、購入代金の支払いは25年以上などの長期間におよぶ分割前払いとなっており、金地金の現物はその購入代金の全額を支払った後に引き渡されるものとなっている。

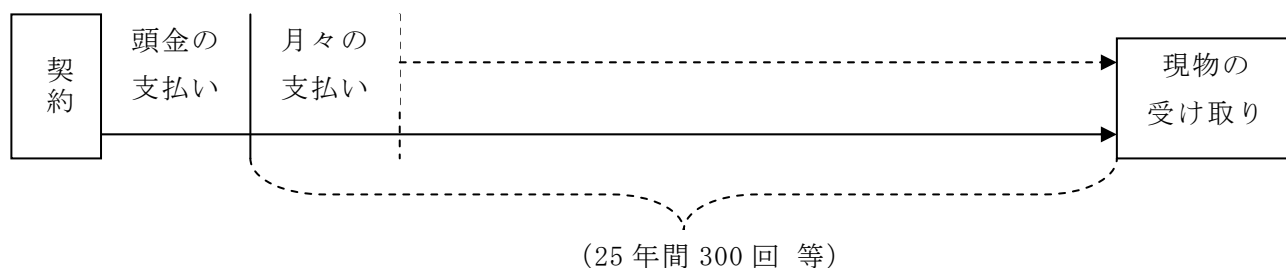
なお、契約金額には別途高額な手数料が含まれており、契約後に頭金を支払った後、残金は月払いとなっている。支払い回数は例えば25年間の分割払いであれば300回となる(図

4)。また、分割前払いの期間は25年のケースがほとんどだが、中には5年や10年のケース、また40年以上のケースもみられる³。

(2) 中途解約時は金地金価格の差額で清算し、ここでも高額な手数料がかかる

分割前払いが完了する前に中途解約することができるが、中途解約をする場合の既払い金の清算に関しては、解約時まで支払った金額から、契約した金地金の全体数量に金の価格の差額をかけた金額を加えて（差額がマイナスの場合には差し引き）、これに対してさらに高額な解約手数料を差し引くという方法により行うこととなっている。なお、金の価格の差額は、中途解約時点の金の市場価格と契約時点の価格との差額によって計算し、これに対して契約した金地金の一部または全体数量をかけたこととなっている⁴。

図4 取引内容のイメージ



※中途解約時の清算方法： $\text{契約した金地金数量（一部または全体）} \times (\text{解約時の金の価格} - \text{契約時の金の価格}) + \text{支払い済み金額} - \text{手数料}$

3. 主な相談事例

【事例1】高額で長期の前払い契約と知らなかった。解約手数料200万円にも納得できない

自宅に来た営業マン風の男性に「金を買っておくといいですよ」と勧められた。昔、金を買った経験もあったし、とても感じのいい人だったので買うことにした。契約内容はよく分からないまま、契約書に一字一句業者の指示通りに記入した。業者に約500万円を渡したが、現物はどこに保管されているのかと疑問に思い、家族に相談した。家族が契約書を確認すると、約500万円は頭金のようなもので、残りは月6万円ずつ25年間積み立て、全額を支払い終えたら現物を受け取れるという総額2,000万円以上の契約だった。そんなに高額で長期の契約だとは思わなかったので解約を申し出ると、手数料約200万円を差し引いて返金すると言われた。納得がいかない。

(相談受付：2012年3月、契約者：80歳代、女性、大阪府)

³ 取引対象になっている商品は、金地金の他に白金（プラチナ）地金のケースもみられる。

⁴ 相談事例の中には、契約時または中途解約時の手数料を不要とする契約内容のものもみられる。

【事例 2】半年後には 2 倍に値上がりするとと言われて契約したが、内容を理解しておらず解約したい

1 カ月前、一人暮らしの母が訪問販売で金地金を契約していた。契約金額は合計約 2,000 万円、そのうち手数料だけで 200 万円であった。25 年間の分割払いになっており、母が 100 歳を超えてようやく金の現物を受け取ることができることになっている。業者からは「半年後には 2 倍に値上がりする。今、金は高くないので買い時だ」と言われたようだ。母は判断力の低下もみられ、契約内容を理解していない。約 400 万円を契約した当日に支払っているが、契約の取り消しと返金を求めたい。

(相談受付：2012 年 7 月、契約者：70 歳代、女性、東京都)

【事例 3】しつこい勧誘に負けて契約し、価格が上がった時に解約したのに返金額が支払額より少ない

業者から電話があり、「株は下がっているが金は値上がりする、今が金の買い時」などと言われた。お金が無いと断ったら、パンフレットだけでも見てほしいと言われ住所を教えたしまった。後日、業者が約束も無く来訪し、金を買えばもうかる話を繰り返された。使い道が決まっているお金しか持っていないと断ったが、「いつでも換金できる」としつこかった。業者の熱心さに負けて約 100 万円を支払い金地金の取引を始めてしまったが、後で契約書を確認したら、契約金額が合計約 740 万円で、支払い済みの約 100 万円はその一部に過ぎず、残金は分割で 25 年かけて支払う契約ということが分かった。その約 1 カ月後、金の価格が上がった時を見計らい解約したが、手数料が差し引かれ、約 100 万円の支払いに対して返金額は約 70 万円だった。解約時に手数料が高額になるとの説明も受けておらず、また総額約 740 万円の取引になることも知らされていなかった。取り消しを求めたい。

(相談受付：2011 年 9 月、契約者：60 歳代、女性、東京都)

【事例 4】契約内容も分からず次々と契約。中途解約も可能との説明だったのに解約に応じたくない

業者に訪問され、満期になれば金地金を受け取るという契約を何度かしたが、契約内容や契約した総額もよく分からない。その後不安になったので、「損が出て構わない、解約をしたい」と業者に何度も伝えた。しかし、その度に「解約すると手数料が高くて損になる、もう少し待った方が良い」と繰り返されて一向に手続きをしてもらえない。解約手数料は約 100 万円にもなると言われたが、内訳は分からない。中途解約も可能との説明だったのに、業者が解約に応じたくない。(※相談窓口で契約内容を確認したところ、25 年間の分割前払い契約を複数しており、契約金額の合計は約 2,000 万円、既払い金額は約 300 万円だった。)

(相談受付：2011 年 6 月、契約者：80 歳代、女性、福岡県)

【事例5】二酸化炭素排出権取引の損を回復するためと勧められて契約した

以前、一人暮らしで高齢の親せきが訪問販売で二酸化炭素の排出権取引を契約していたが、その取引で出た損を回復するためと言って別の業者から金の購入を勧められ、4 キログラムの契約をした。金の現物は無く、240 回払いで総額約 2,000 万円の契約だった。家族が親せき宅で関係書類を見つけた。何か情報はないか。

(相談受付：2012 年 5 月、契約者：80 歳代、女性、近畿地方)

【事例6】浄水器の販売業者が倒産したと言って来訪してきた。内容も分からず契約したが信用できるか

数年前、浄水器の購入を勧める訪問があり購入したことがある。先日、「この会社が倒産し引き継いだ。蛇口を交換する」と言って知らない業者が来たので疑わず家に入れた。作業後、「お金をどういう風に持っているか」と聞かれ、金融機関との取引明細や残高が書いてある書類を見せてしまった。「金を買えば必ずもうかる、銀行に預金しておくよりは金のほうがいい」というようなことを言われ、出された書類に内容も分からず言われるままに署名した。その翌日、銀行まで業者の車に乗せてもらい定期預金を解約し、合計約 400 万円支払ってしまったが、この業者は信用できるか。(※相談窓口で契約内容を確認したところ契約金額約 2,000 万円で 25 年間の前払い契約であった。)

(相談受付：2012 年 8 月、契約者：70 歳代、女性、埼玉県)

4. 相談事例からみる問題点

(1) 取引内容に関する問題

① 高齢者に 25 年にもわたる長期間の分割前払い取引を行わせている

60 歳以上の高齢者に 25 年以上にわたる長期間の分割前払いによる金地金の取引を行わせているケースが非常に多い【事例 1～6】。特に 70 歳代、80 歳代で契約した場合には、金地金の現物の受け取りが 100 歳を超えることもあり、例えば 80 歳の高齢者が 25 年かけて支払いを行うと、現物を受け取れるのが 105 歳になってからということになる。

このようなケースでは、多くが訪問販売であることから特定商取引法に定める適合性に反する勧誘⁵に当たるおそれがある。加えて、高齢者に対して高額な長期前払い契約を締結させている場合で、適合性に反する程度が著しい場合は、公序良俗に反する契約として無効を主張できる可能性があると考えられる⁶。

② 代金完済までは金地金の現物を受け取れず、将来必ず受け取れるという保証もない

契約してから購入代金の全額を支払うまでの間は、金地金の現物を受け取ることができず、所有権は移転しないという取引内容になっている【事例 1～6】。しかし、長期間の分割前払いをする間に業者が倒産するリスクや業者と連絡不能になるおそれもあり、金地金の現物が将来必ず受け取れるという保証はない。

⁵ 特定商取引法第 7 条第 4 号。同法施行規則第 7 条第 3 号

⁶ 民法第 90 条

なお、割賦販売法では、このような分割前払い取引について、消費者保護の観点から原則許可制を設けている。しかし、割賦販売法ではこのような分割前払い取引について指定商品制をとっており、本トラブルで対象となっている金地金はこの指定商品に含まれていない⁷。このため、割賦販売法上の規制がおよばず、トラブルが今後さらに増加するおそれがある。

③中途解約した場合にも高額な手数料を差し引かれる

契約時の手数料に加えて、中途解約時にも手数料が必要となっているため、中途解約しても高額な手数料を差し引かれ、返金額に納得できないというトラブルも多い【事例1、3】。勧誘時に「金が値上がりしたときに中途解約すればいい」といったセールストークもみられるが、実際に金が値上がりした際に中途解約を申し出ても、手数料を差し引かれると既払い金を下回る返金しか得られないケース【事例3】、または中途解約を拒否されるケース【事例4】もある。

消費者契約法では、消費者契約の解除に伴う違約金を定める条項に関し、事業者が生ずべき平均的な損害額を超えるものについては、当該超える部分について無効としており⁸、場合によってはこの取引についても解約時の手数料等を定める条項が実質的に違約金を定める条項として無効になるケースもあると考えられよう。

なお、この取引は、金地金の現物取引とされているが、中途解約時には商品の引渡しが行われずに契約時の価格と中途解約時の価格との差額で清算が行われており、金の価格によるCFD取引⁹の手法も用いられていると考えられる。

(2) 販売勧誘に関する問題

①長期間の前払い分割取引であることや手数料について勧誘時の説明が十分ではない

25年以上にわたる長期間の前払い分割取引であり、金地金の現物は手数料を含めた契約金額の全額を支払った後に引き渡され、解約の際には高額な手数料が差し引かれる契約内容となっているが、そのような契約内容の説明が勧誘時に十分ではなく、契約した後になって初めて気づくケースが多い【事例1～6】。

②しつこい勧誘や「金は値上がりする」などと事実と異なる説明が行われている

断っているのにしつこく勧誘されるケース【事例3】や、金相場の価格変動によっては多額の損失を被るおそれがある取引であるにも関わらず、「必ずもうかる」「金は値上がりする」などの事実と異なる断定的な説明で勧誘をしているケースもみられる【事例2、3、6】。

⁷ 指定商品を引き渡すに先立って購入者から2回以上にわたりその代金の全部又は一部を受領する割賦販売(前払式割賦販売)は、原則として、経済産業大臣の許可を受けた者でなければ、業として営んではならない(割賦販売法第11条)とされているが、この指定商品に金地金は含まれていない(同法施行令第1条別表第1)。

なお、割賦販売法では、購入者の保護を図るため、営業保証金の供託等や前受金の保全措置を許可割賦販売業者に義務付けている(同法第16条および第18条の3等)。

⁸ 消費者契約法第9条第1号

⁹ CFDとは「Contract for Difference」の略であり、差金決済という意味である。商品CFD取引の場合には、金や原油などの商品を原資産としてその価格や指標を参照し差額によって決済する。

このような説明を受けて契約した場合、特定商取引法に基づく不実告知、あるいは消費者契約法に基づく断定的判断の提供による取り消しを求めることができる場合もある。

③同じ消費者に次々と契約させたり、過去に投資トラブルなどに遭った消費者が勧誘される

一度契約した消費者に次々と契約させるケース【事例4】や、過去に二酸化炭素排出権取引などの投資トラブル¹⁰に遭った消費者を勧誘しているケースもみられた【事例5】。また、過去に契約した訪問販売業者の関連業者と称して勧誘しているケースもみられた【事例6】。

5. 消費者へのアドバイス

(1) 長期間の前払い代金の支払いが完了しないと現物を受け取れない取引内容であり、リスクがあることを認識して慎重に判断する必要がある。取引内容を事前によく確認し、理解できなかつたり、不明な点があれば契約をしないこと

この金地金の取引は、長期間にわたって分割前払いするという内容になっており、その支払いが完了しなければ現物の受け取りができないというものである。

業者が倒産した場合などには金地金の現物が将来必ず受け取れるという保証はなく、現在の自分の健康状態や経済状況が25年以上にわたって継続しているとは限らない。年齢と前払い期間を十分考慮する必要がある。

「金が値上がりしているので必ずもうかる」などといった業者の説明をうのみにせず、取引の内容を契約前に書面等でもよく確認する。内容を確認する際には、頭金相当額で金地金を一括購入するものではない点に十分注意し、契約時や中途解約時における手数料などの条件についても注意すること。

取引の内容を理解できない場合、不明な点がある場合や事実と異なる説明を業者がしている場合には契約しないこと。

(2) 電話や訪問を受けても、契約するつもりがなければはっきりと勧誘を断ること

電話や訪問を受けても、契約するつもりがなかつたり取引内容を理解できなければはっきりと断ること。特に、業者の話をいったん聞いてしまうと、やりとりをしていくうちに相手のペースにのまれてしまい、結果的に不本意な契約をしてしまうケースもあるので、十分に注意すること。

(3) 日頃から家族や身近な人による高齢者への見守りも大事

高齢者による消費者トラブルの未然防止や被害拡大の防止のためには、家族や身近な人の協力が不可欠である。特に、一人暮らしの高齢者などの場合、被害が表面化するまでに時間を要することがあり、その間に被害が拡大するケースもある。そのため、日頃

¹⁰ 国民生活センター報道発表資料（平成23年9月22日）「CO2（二酸化炭素）排出権取引に関する儲け話のトラブル！ - 一般の消費者は手を出さないで -」（http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110922_2.html）参照

から家族やホームヘルパーなどの身近な人が本人の様子や居室、居宅の変化に気をつける必要がある。また、認知症等で判断力が低下した高齢者が、自分の財産を管理できなくなっているような場合は、成年後見制度¹¹の利用も検討すること。

(4) おかしいと気づいたら消費生活センターに相談すること

電話勧誘や訪問販売により契約した場合には、書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできる場合もある。また、クーリング・オフ期間の8日を越えても、トラブルが解決できるケースもあるので、トラブルに遭ったり、不審な点があればすぐに消費生活センターに相談すること。

6. 相談件数の内訳

(1) 契約当事者の属性

契約当事者の年代別では、70歳代が81件(41.8%)で最も多く、60歳代と80歳以上ともにそれぞれ43件(22.2%)となっており、60歳以上が全体の8割以上を占めている(図3)。

また、性別では男性が56件(27.9%)、女性が145件(72.1%)であった。地域別では、南関東が102件(51.3%)と全体の約半数を占めており、近畿が41件(20.6%)、九州北部が15件(7.5%)であった。

(2) 販売購入形態

訪問販売が全体の約8割、電話勧誘販売が全体の約2割を占めている。

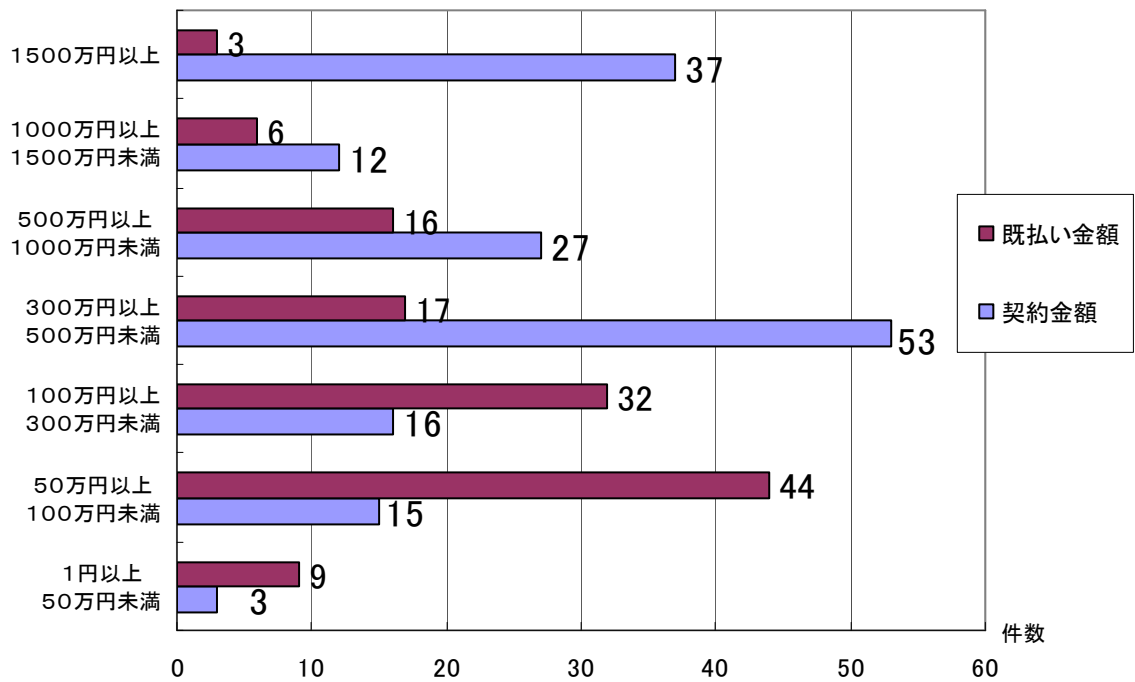
(3) 契約金額、既払い金額

契約金額は高額なケースが多く、「300万円以上500万円未満」が53件、「500万円以上1,000万円未満」が27件、「1,500万円以上」も37件あり、平均金額は約1,100万円であった。

また、既払い金額(相談受付時点で既に支払っている金額)は、「50万円以上100万円未満」が44件、「100万円以上300万円未満」が32件あり、平均金額は約260万円であった(図5)。

¹¹ 成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない者(「本人」)について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度である。成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがある。成年後見制度については、各市区町村の地域包括支援センターなどに相談することができる。また、法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もある。

図5 契約金額・既払い金額別件数



7. 情報提供先

消費者庁 消費者政策課

消費者委員会事務局

警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官

警察庁 刑事局 捜査第二課

経済産業省 商務情報政策局 商取引監督課

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課